主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

所論の原判示は相当であつて、論旨は独自の見解に基きこれを非難するものにすぎず、上告理由として採用の限りでない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のと おり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	真	野		毅
裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	下	飯 坂	潤	夫